

# 青森中央短期大学学則

## 第1章 総 則

- 第1条 本学は教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、高度の一般教養と専門の学術技能を教授研究し、健全にして情操豊かな良識ある社会人を育成することを目的とする。
2. 食物栄養学科は、栄養士を栄養学に関する知識や技能をツールとして社会の発展（人びとの健康の維持・増進）に貢献する専門的職業人と位置づけ、「根拠に基づきながらも対象者によりそった栄養の指導と給食の提供をできる栄養士」の育成することを目的とする。
3. 幼児保育学科は、子どもの育ちと社会の幸福を支える専門的職業人として保育者を位置づけ、「自他に対する人間愛を土台として、より善く生きようとする子どもとその保護者の成長を支え社会に貢献する保育者」を育成することを目的とする。

## 第2章 学科・学生定員及び修業年限

第2条 本学において設置する学科及びその学生定員は次のとおりとする。

| (学 科)  | (入学定員) | (収容定員) |
|--------|--------|--------|
| 食物栄養学科 | 60 名   | 120 名  |
| 幼児保育学科 | 70 名   | 140 名  |

第3条 本学の修業年限は2年とする。

2. 学生は4年を超えて在学することはできない。

## 第3章 学年・学期及び休業日

第4条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

第5条 学年を分けて次の二期とする。

前 期 4月1日から9月30日まで

後 期 10月1日から翌年3月31日まで

2. 前項の規定にかかわらず、学長は教育上必要と認める場合、臨時に学期の期日を変更することができる。

第6条 本学における休業日を次のとおり定める。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日。

(3) 春季休業日

(4) 夏季休業日

(5) 冬季休業日

2. 前項の規定にかかわらず、学長は臨時に休業日を設け、または休業日を変更することができる。

第7条 授業日数は定期試験、入学式、卒業式等の日を含め、1年間35週にわたるものとする。

## 第4章 教育課程

第8条 本学において開設する食物栄養学科授業科目、幼児保育学科授業科目及びその単位数は、別表（課程表）のとおりとする。

第9条 前条に定めるもののほか教育職員免許状、司書及び秘書士資格を取得する者のため、教職に関する科目、司書に関する科目及び秘書士に関する科目をおく。開設科目及び単位数は、別表（課程表）のとおりとする。

## 第5章 履修の方法・学習の評価・課程修了の認定・進級及び卒業

第10条 本学において開設する授業科目は、食物栄養学科授業科目、幼児保育学科授業科目、教職に関する科目、司書に関する科目及び秘書士に関する科目とする。

第11条 本学は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位について、学生が1年間または1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を別途定めるものとする。

2. 本学は、その定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。
3. 学生は、学期当初に当該学期において履修すべき授業科目を登録しなければならない。
4. 学生は、前項により登録した授業科目以外の授業科目を履修し、また単位を取得することはできない。

第12条 各授業科目の履修を修了した者には、認定のうえ単位を与える。

2. 単位修得の認定方法は、試験、論文その他の方法によるものとし、その方法については授業科目の担当者がこれを定める。

第13条 試験等の時期は、原則として学期末または学年末とする。ただし、各授業科目の担当者が必要と認めるときは、臨時に行うことができる。

第14条 当該授業科目の履修について学期当初に登録していない者は、試験を受けることはできない。

第15条 病気等やむを得ない事情により、試験等を受験できなかったと学長が認めた者は追試験を受けることができる。

第16条 試験等の評価は、S、A<sup>+</sup>、A、B<sup>+</sup>、B、C<sup>+</sup>、C、Dをもって表し、C以上を合格とする。

2. 成績と評価基準は、次のとおりとする。

| 可否  | 成績表示           | 成績評価点 (GP) | 素点     |
|-----|----------------|------------|--------|
| 合格  | S              | 4.0        | 90～100 |
|     | A <sup>+</sup> | 3.5        | 85～89  |
|     | A              | 3.0        | 80～84  |
|     | B <sup>+</sup> | 2.5        | 75～79  |
|     | B              | 2.0        | 70～74  |
|     | C <sup>+</sup> | 1.5        | 65～69  |
|     | C              | 1.0        | 60～64  |
| 不合格 | D              | 0          | 0～59   |

第17条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学習を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業の教育効果、授業時間内に必要な学習等

を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 本学が、一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (4) 前号にかかわらず、学習の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学習等を考慮して単位を認定することができる。

第18条 本学を卒業するためには、2年以上在学し、各学科授業科目より総合教育科目12単位以上、専門科目50単位以上を含み、合計70単位以上を修得しなければならない。(必修科目を全て含む。)

第19条 次の資格及び免許を取得しようとする者は、前条に規定する卒業の要件を充足し、かつ各号に規定する所定の単位を修得しなければならない。

- (1) 教育職員免許状を取得しようとする者は、教育免許法及び同施行規則に定める科目及び単位を履修しなければならない。

本学において取得することのできる免許状の種類は次のとおりである。

|        |            |
|--------|------------|
| 食物栄養学科 | 栄養教諭二種免許状  |
| 幼児保育学科 | 幼稚園教諭二種免許状 |

- (2) 幼児保育学科の学生で保育士の資格を取得しようとする者は、児童福祉法施行規則第6条の2の2第1項第3号に定める所定の単位を履修しなければならない。
- (3) 食物栄養学科の学生で栄養士の資格を取得しようとする者は、栄養士法施行規則第9条に定める所定の単位を履修しなければならない。
- (4) 本学の学生で司書の資格を取得しようとする者は、本学則第18条に規定する本学卒業の要件を充足し、かつ本学則別表(課程表)に定める司書に関する科目及び単位を履修しなければならない。
- (5) 本学の学生で社会福祉主事任用資格を取得しようとする者は、社会福祉法第19条に定める所定の単位を履修しなければならない。
- (6) 本学の学生で秘書士資格を取得しようとする者は、一般財団法人全国大学実務教育協会の定める所定の単位を履修しなければならない。
- (7) 本学の学生でフードスペシャリスト資格を取得しようとする者は、公益社団法人日本フードスペシャリスト協会の定める所定の単位を履修した後、同協会が実施する認定試験に合格しなければならない。
- (8) 本学の学生でフードサイエンティスト資格を取得しようとする者は、食品科学技術教育協議会の定める所定の単位を履修し、卒業しなければならない。
- (9) 本学の学生でレクリエーション・インストラクター資格を取得しようとする者は、公益財団法人日本レクリエーション協会の定める所定の単位を履修しなければならない。

第20条 学長は、本学に2年以上在学し、所定の授業科目を履修し、所定の単位数を修得した者については、卒業を認定する。

2. 前項の規定により卒業した者には、本学学位規程の定めるところにより以下の学位を授与する。

| 学 科         | 学 位          |
|-------------|--------------|
| 食 物 栄 養 学 科 | 短期大学士（食物栄養学） |
| 幼 児 保 育 学 科 | 短期大学士（幼児保育学） |

第21条 学長は、教育上有益と認めるときは、別に定めるところにより、他の大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学等を含む。以下同じ。）との協議に基づき、学生に当該大学又は短期大学等の授業科目を履修させることができる。

2. 前項の規定により修得した単位は、30単位を超えない範囲で、本学において修得したものとみなすことができる。

第22条 学長は、他の大学又は短期大学等を卒業又は中途退学し、新たに本学の第1年次に入学を許可された者の当該大学又は短期大学等において修得した単位については、30単位を超えない範囲で、本学において修得したものとみなすことができる。

#### 第6章 入学・退学・転学及び休学

第23条 入学の時期は毎学年の始めとする。

第24条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当し、かつ本学において実施する入学選抜試験に合格した者とする。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む）
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者
- (4) 文部科学大臣の指定した者
- (5) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (6) 本学において、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

第25条 本学に入学を志願する者は、本学所定の書類に入学検定料を添えて提出しなければならない。

2. 提出の時期、方法、同時に提出すべき書類などについては別に定める。

第26条 学長は、願いにより本学を退学した者が、退学後2年以内に再入学を希望するときは、選考のうえ入学を許可することがある。

2. この場合、退学前に修得した単位の全部または一部をすでに修得したものとして認めることがある。

3. 再入学の手続きは別に定める。

第27条 本学に編入学または転入学を希望する者がいるときは、欠員のある場合に限り、選考のうえ入学を許可することがある。

2. 転科を希望する者があるときは、欠員のある場合に限り、別に定めるところにより、転科を許可することがある。

3. 編入学、転入学の場合の入学検定料は25,000円とし、その他の必要な手続きは別に定める。

第28条 本学に入学を許可された者は、指定の期間内に入学料、その他の学納金及び本学の指定する書類を提出しなければならない。

2. 前項の手続きを怠った者には入学許可を取り消すことがある。

第29条 入学を許可された者は、正副2名の保証人を定め、本学の指定する期間内に届出なければならない。

第30条 保証人は学生の在学中の一切の事項について責任を持つものとする。

第31条 保証人のうち、正保証人は父母または成年の親族、副保証人は正保証人とは別に独立の生計を営む者とする。

第32条 保証人を変更したとき、及び保証人が転居したときは直ちに届出なければならない。

第33条 退学しようとする者は、その理由を詳記し正副保証人連署のうえ、学長に願い出、その許可を得なければならない。

第34条 他の大学等へ転学を希望する者は、正副保証人連署のうえ学長に願い出、その許可を得なければならない。

第35条 疾病その他やむを得ない事情により3ヶ月以上修学することのできない者は、保証人連署のうえ、休学を願い出ることができる。

第36条 休学の期間は1年を超えることができない。ただし特別の理由があると認められた者にあっては引続きさらに1年まで延長することができる。

2. 休学の期間は第3条に規定する年数に通算しない。

第37条 休学期間満了のとき、または休学期間内にあってもその事由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。

第38条 学長は、学生が次の各号の一に該当するときは、除籍する。

- (1) 第3条に定める在学年限を超えた者
- (2) 授業料等の納付を怠り、催促してなお納付しない者
- (3) 催促を受けてもなお履修届を提出しない者
- (4) 成業の見込のない者
- (5) 第36条に定める休学期間を超えてなお修学できない者

## 第7章 授業料・入学料その他の費用

第39条 本学に入学を許可された者は、入学料を納入しなければならない。

2. 入学料の納入時期、納入方法等必要な事項は別に定める。

第40条 授業料等は別表1に定めるとおりとする。

2. 本学において特別の事情があると認められた者は、前項の規定にかかわらず、月割分納または延納を認めることがある。

第41条 退学もしくは転学した者、除籍された者、退学を命ぜられた者または停学中の者は当該年度の授業料全額を納入しなければならない。

第42条 休学した者については次の算式により算定した授業料の全額を免除する。

$$\text{授業料年額} \times \frac{\text{休学当月の翌月から復学当月の前月までの月数}}{12}$$

この場合において、休学を許可した期間の最初の日が月の初日である場合には、「休学当月の翌月」とあるのは、「休学当月」と読み替えるものとする。

教育充実費は学籍保有中納付しなければならない。

第43条 実験実習、その他教育に必要な費用を徴収することがある。

2. 前項に規定する納入金の種類、金額、納入に必要な手続き等については別に定める。

第44条 納付した検定料・入学料及び授業料等は原則として還付しない。

## 第8章 教職員組織

第45条 本学に、学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、技術職員を置く。

2. 前項に定めるもののほか、本学に副学長を置くことができる。

第46条 教職員の職務は学校教育法の定めるところによる。

## 第9章 教授会

第47条 本学に、教授会を置く。

2. 教授会は、学長が次に掲げる事項について、決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、進級、卒業及び課程の修了に関する事項

(2) 学位の授与に関する事項

(3) 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの。

3. 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学科長その他教授会が置かれている組織の長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

4. 教授会の組織には、准教授その他の職員を加えることができる。

## 第10章 専攻科

第48条 本学の幼児保育学科に専攻科福祉専攻を置く。

2. 専攻科福祉専攻は、保育士養成課程で培われた専門性に加え、介護福祉士に求められる介護の専門知識や技術を習得することにより、地域の中で本人が望む生活を支援できる能力を有した「対人支援のプロフェッショナル」の養成を目的とする。

第49条 専攻科の修業年限は1年とする。

第50条 専攻科は、本学幼児保育学科卒業者またはそれと同等以上の学力があるものに対し福祉に関する一層高度な知識を与え、かつ自発的研究能力を養うことを目的とする。

第51条 専攻科に入学することのできる者は、次の各号の一に該当し、かつ本学において実施する入学選抜試験に合格した者とする。

(1) 本学幼児保育学科卒業者で保育士となる資格を有する者

(2) 他大学を卒業し、かつ保育士の資格を有する者

(3) 本学において上記(1)、(2)と同等以上の学力があると認められた者

第52条 専攻科の入学定員は25名とする。

第53条 専攻科に入学を志願する者は、本学所定の書類に入学検定料を添えて提出しなければならない。

2. 提出の時期、方法、それと同時に提出すべき書類等については別に定める。

第54条 専攻科の教育課程は、別表による。

第55条 専攻科の科目の履修方法、評価、課程修了の認定は、第5章第11条～第17条に準ずる。

第56条 専攻科の学年・学期・休業日は、第3章に準ずる。

第57条 専攻科の入学の時期は、毎学年始めとする。

第58条 専攻科への入学・退学・休学及びその手続きは、第25条～第33条に準ずる。

第59条 専攻科への他学科からの編入学及び転入学は認めない。

第60条 疾病その他やむを得ない事情により3ヵ月以上修学することのできない者は、保証人連署のうえ、休学を願い出ることができる。

第61条 休学は、6ヵ月を超えることができない。ただし、特別の理由があると認められるものにあつては、引き続きさらに6ヵ月まで延長することができる。

2. 休学の期間は、第49条に規定する年数に通算しない。

第62条 復学及び除籍については、第37条、第38条に準ずる。

第63条 専攻科の入学料、授業料等は別表1に定めるとおりとする。

第64条 実験実習、その他教育に必要な費用を徴収することがある。

第65条 専攻科に1年以上在学し、53単位以上修得した者には、学長が卒業を認め修了証書を授与する。

第66条 本学専攻科の学生で介護福祉士の資格取得しようとする者は、前条に規定する修了の要件を充足し、社会福祉士及び介護福祉士法第40条第2項第3号に定める所定の単位数を履修しなければならない。

第67条 専攻科の教員組織に関わることは、第8章、第9章に準ずる。

第68条 専攻科の賞罰に関する事項は、第12章に準ずる。

### 第11章 科目等履修生・聴講生及び外国人留学生

第69条 本学の学生以外の者で、一または複数の授業科目の履修を希望する者があるときは、科目等履修生として入学を許可することができる。

2. 前項の科目等履修生には、単位を与えることができる。

3. 科目等履修生について必要な事項は別に定める。

第70条 本学の学生以外の者で、一または複数の科目を聴講しようとする者があるときは、聴講生として入学を許可することができる。

2. 他の大学または短期大学の学生で、当該大学との協議に基づき、本学において授業科目を履修しようとする者があるときは、特別聴講生として入学を許可することができる。

3. 聴講生および特別聴講生について必要な事項は別に定める。

第71条 外国人で大学等において教育を受ける目的を持って入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可する。外国人の入学及び転入学については、

本学学生に関する規定を準用する。ただし、講義を理解し得る程度の日本語の素養を必要とする。

2. 入学を許可された外国人留学生は、すべて正規の学生としての資格を取得する。
3. 外国人留学生について必要な事項は別に定める。

## 第12章 賞 罰

第72条 学長は、学生として表彰に値する行為があったときは、表彰する。

第73条 学長は、学生が本学の学則に違反し、または学生としての本分に反する行為があったときは、懲戒する。

2. 前項の懲戒は退学、停学及び訓告とする。
3. 前項の退学は、次の各号の一に該当する学生に対して行う。
  - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められた者
  - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められた者
  - (3) 正当な理由がなくて出席常でない者
  - (4) 大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者
4. 懲戒に関する必要な事項は別に定める。

## 第13章 公 開 講 座

第74条 本学において必要があると認めるときは、公開講座を設けることがある。

## 第14章 図 書 館

第75条 本学に図書館を置く。

2. 図書館に関し必要な事項は別に定める。

## 第15章 学生寮及びその他の厚生補導施設

第76条 本学に学生寮を置く。

2. 学生寮に関し必要な事項は別に定める。

第77条 本学に学生及び教職員の厚生のために必要な施設を置く。

2. 前項の施設に関し必要な事項は、別に定める。

## 第16章 自己点検評価等

第78条 本学は、教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2. 前項の措置に加え、本学の教育研究等の総合的な状況について、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第40条に規定する期間ごとに、文部科学大臣の承認を受けた者による評価を受けることとし、その結果を公表するものである。
3. 第1項の点検及び評価の事項並びにその実施体制については別に定める。

第79条 本学は、教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができ



る方法によって、積極的に情報を提供するものとする。

第80条 入学者の選抜は、公正かつ妥当な方法により、適当な体制を整えて行うものである。

## 附 則

この学則は、昭和45年4月1日から施行する。

この学則は、昭和49年4月1日から施行する。

この学則は、昭和51年4月1日から施行する。

この学則は、昭和52年4月1日から施行する。

この学則は、昭和53年4月1日から施行する。

この学則は、昭和54年4月1日から施行する。

この学則は、昭和55年4月1日から施行する。

この学則は、昭和56年4月1日から施行する。

この学則は、昭和57年4月1日から施行する。

この学則は、昭和58年4月1日から施行する。

この学則は、昭和59年4月1日から施行する。

この学則は、昭和61年4月1日から施行する。

第2条に規定する学生定員は、平成12年度までの間は、次のとおりとする。

| 年度<br>学科等 | 昭和61年度 |      | 昭和62年度<br>平成11年度 |      | 平成12年度 |      |
|-----------|--------|------|------------------|------|--------|------|
|           | 入学定員   | 収容定員 | 入学定員             | 収容定員 | 入学定員   | 収容定員 |
| 家政学科      |        |      |                  |      |        |      |
| 家政専攻      | 20     | 40   | 20               | 40   | 20     | 40   |
| 食物栄養専攻    | 60     | 90   | 60               | 120  | 30     | 90   |
| 幼児教育学科    | 70     | 140  | 70               | 140  | 70     | 140  |
| 計         | 150    | 270  | 150              | 300  | 120    | 270  |

この学則は、昭和62年4月1日から施行する。

この学則は、昭和63年4月1日から施行する。

この学則は、平成元年4月1日から施行する。

この学則は、平成2年4月1日から施行する。

この学則は、平成4年4月1日から施行する。

この学則は、平成9年4月1日から施行する。

この学則は、平成10年4月1日から施行する。

この学則は、平成11年4月1日から施行する。

この学則は、平成12年4月1日から施行する。

この学則は、平成13年4月1日から施行する。

この学則は、平成14年4月1日から施行する。

この学則は、平成15年4月1日から施行する。

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

この学則は、平成17年12月1日から施行する。

(ただし、平成17年12月1日より前に卒業した者については、従前の学則とする。)

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

(ただし、平成18年3月31日在籍の学生については、従前の学則とする。)

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

(ただし、平成19年3月31日在籍の学生については、従前の学則とする。)

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

(ただし、平成20年3月31日在籍の学生については、従前の学則とする。)

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

(ただし、平成21年3月31日在籍の学生については、従前の学則とする。)

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

(ただし、平成22年3月31日在籍の学生については、従前の学則とする。)

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

(ただし、平成23年3月31日在籍の学生については、従前の学則とする。)

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

(ただし、平成24年3月31日在籍の学生については、従前の学則とする。)

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

(ただし、平成25年度までに入学した看護学科の学生については、第2条の規定にかかわらず、平成26年3月31日に当該学科に在籍する学生が当該学科に在籍しなくなるまでの間存続するものとする。)

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

この学則は、平成27年8月1日から施行する。

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

この学則は、令和3年4月1日から施行する。

この学則は、令和5年4月1日から施行する。

別表 1

| 区分 \ 学科   | 食 物 栄 養  | 幼 児 保 育  | 専攻科福祉専攻   |
|-----------|----------|----------|-----------|
| 入 学 検 定 料 | 25,000円  | 25,000円  | 25,000円   |
| 入 学 金     | 250,000円 | 250,000円 | ※180,000円 |
| 授 業 料     | 550,000円 | 550,000円 | 520,000円  |
| 教 育 充 実 費 | 270,000円 | 270,000円 | 200,000円  |

※本学卒業者は免除